

なんと応援プラン

(なんと地域づくり応援割)

低 圧 供 給 約 款
(料 金 表)

2026年4月1日 実施

株式会社なんとエナジー

本 則

1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のなんと地域づくり応援割（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、なんと地域づくり応援割といたします。

2 適用対象

お客さまがこの料金表の適用を希望され、次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

(1) 当社の低圧供給約款（料金表）のなんとあかりプランにより電気の供給を受けていること。

(2) この料金表による契約の申込み時点で、次のいずれかに該当すること。なお、申込日は、当社が申込書類を不備なく受領した日といたします。

イ 南砺市の地域おこし協力隊として活動していること、またはかつて南砺市の地域おこし協力隊として活動し現在南砺市内に居住していること。

ロ 南砺市応援市民の登録をし、南砺市内に電気の契約を有していること。

(3) この料金表による契約の申込み時点で、この料金表以外の低圧供給約款（料金表）のなんと応援プラン（以下「他の応援プランの料金表といいます。」）の適用が1つ以下であること。なお、同一の契約期間におけるこの料金表と他の応援プランの料金表との重複適用はいたしません。

(4) これまでに、この料金表の適用を受けたことがないこと。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は、あらかじめこの料金表を承認のうえ、申込みをしていただきます。なお、申込みには、2（適用対象）(2)の条件に該当することを証明するもの（南砺市地域おこし協力隊の委嘱状の写し、活動中の写真等または南砺市応援市民登録者証の写し）を提出していただきます。

4 契約期間

契約期間は、この契約が成立した日から、5（料金の適用）に定める終期までといたします。

5 料金の適用

6（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）からその3年目の日が属する月の検針日の前日までに使用される電気にかかる料金に適用いたします。

6 料 金

各月の料金は、なんとあかりプランによって算定された基本料金および電力量料金料金の合計から次のなんと地域づくり応援割引額を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) なんとあかりプランBの場合

なんと地域づくり応援割引額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のなんと地域づくり応援割引額は、半額といたします。

契約電流	なんと地域づくり応援割引額
20 アンペア	176円06銭
30 アンペア	264円09銭
40 アンペア	352円12銭
50 アンペア	440円15銭
60 アンペア	528円17銭

(2) なんとあかりプランCの場合

なんと地域づくり応援割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のなんと地域づくり応援割引額は、半額といたします。

なんと地域づくり応援割引額

$$= \text{なんとあかりプランCの基本料金} \times 30\text{パーセント}$$

なんと地域づくり応援割引額の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。

7 契約の廃止

- (1) お客様がこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。なお、この料金表による契約を廃止されたときには、この料金表の再適用はいたしません。
- (2) この料金表による契約は、この契約の対象となるなんとあかりプランによる需給契約を廃止した場合には、(1)にかかわらず需給契約が消滅した日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

8 契約の解約

- (1) お客様からの申込み内容に、虚偽または不正がある等、この料金表の適用が適切でないことが明らかになった場合は、当社はこの契約を解約いたします。
- (2) (1)によりこの契約を解約する場合、解約する日の属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、原則としてなんと地域づくり応援割引額は適用いたしません。また、この場合、契約期間に適用したなんと地域づくり応援割引額の合計金額をお客様から申し受けるものとし、原則として、解約する日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

9 その他

- (1) この料金表の申込受付期間は2030年3月31日までといたします。
- (2) 4（契約期間）に定める契約期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。
- (3) 当社は、この契約の対象となるなんとあかりプランが日割計算となる場合においては、次によりなんと地域づくり応援割引額を日割計算いたします。

イ 需給契約が消滅した場合

$$\text{なんと地域づくり応援割引額} = 1 \text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

ロ 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

$$\text{なんと地域づくり応援割引額} = 1 \text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- (4) 当社は、低圧供給約款（基本契約要綱）および低圧供給約款（料金表）のなんとあかりプラン（以下、あわせて「要綱等」といいます。）の変更等にともない、民法548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この

場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の低圧供給約款（料金表）のなんと地域づくり応援割によります。

(5) この料金表に定めのない事項については、要綱等によるものといたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2026年4月1日から実施いたします。